株式会社きんでん

証券コード：1944

第104回

定時株主総会
招集ご通知

日 時

2018年６月26日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前９時）

場 所

大阪市北区本庄東２丁目３番41号
株式会社きんでん 本店（11階会議室）

決議事項

第１号議案　**剰余金処分の件**
第２号議案　**取締役賞与支給の件**
第３号議案　**定款一部変更の件**
第４号議案　**取締役12名選任の件**
第５号議案　**監査役３名選任の件**

目　次

第104回定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類 …… 5
事業報告 …… 17
連結計算書類 …… 39
計算書類 …… 41
監査報告 …… 43

（証券コード：1944）
2018年６月５日

株　主　各　位

大阪市北区本庄東２丁目３番41号
株式会社きんでん
取締役社長　前　田　幸　一

第104回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第104回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面（議決権行使書）又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2018年６月25日（月曜日）午後５時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．日　　時　　2018年６月26日（火曜日）午前10時
２．場　　所　　大阪市北区本庄東２丁目３番41号　　当社本店（11階会議室）
３．目的事項
　報告事項　１．第104期（2017年４月１日から2018年３月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
　　２．会計監査人及び監査役会の第104期連結計算書類監査結果報告の件
　決議事項
　　第１号議案　剰余金処分の件
　　第２号議案　取締役賞与支給の件
　　第３号議案　定款一部変更の件
　　第４号議案　取締役12名選任の件
　　第５号議案　監査役３名選任の件

4．議決権行使についてのご案内

⑴　書面（議決権行使書）により議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前記の行使期限までに到着するようご返送下さい。

⑵　電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使する方法

パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、前記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力下さい。

なお、インターネット等による議決権の行使に際しましては、後記の「インターネット等による議決権行使のお手続きについて」（３頁及び４頁）を必ずご確認いただきますようお願い申し上げます。

【議決権を複数回行使された場合の取扱い】

①　書面（議決権行使書）と電磁的方法（インターネット等）の両方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権の行使を有効な議決権の行使として取り扱わせていただきます。

②　インターネット等により議決権を複数回行使された場合は、最後におこなわれたものを有効な議決権の行使として取り扱わせていただきます。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kinden.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

①　連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

②　計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

なお、これらの事項は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際し、監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kinden.co.jp/）に掲載いたしますのでご了承下さい。

「インターネット等による議決権行使のお手続きについて」

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）又はインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1．議決権行使サイトについて

⑴ インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（iモード、 EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（ https://evote.tr.mufg.jp/ ）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取扱いを休止します。）

※ 「iモード」は（株）ＮＴＴドコモ、「EZweb」はＫＤＤＩ（株）、「Yahoo!」は米国Yahoo!Inc.の商標又は登録商標です。

⑵ パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、ＴＬＳ暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

⑶ 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、 Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用下さい。また、セキュリティ確保のため、ＴＬＳ暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

⑷ インターネットによる議決権行使は、2018年６月25日（月曜日）の午後５時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせ下さい。

2．インターネットによる議決権行使方法について

⑴　議決権行使サイト（ https://evote.tr.mufg.jp/ ）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

⑵　株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承下さい。

⑶　株主総会の招集の都度、新しい「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
・電話 0120-173-027（受付時間 午前９時～午後９時、通話料無料）

＜議決権電子行使プラットフォームについて＞

管理信託銀行等の名義株主様につきましては、株式会社ＩＣＪが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」の利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、当期の業績、経営環境、企業体質の強化と総合設備工事会社としての今後の積極的な事業展開等を勘案し、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、安定配当の継続に加えて業績等により算出した年間配当額から中間配当を差し引いた額を期末配当とするという当社の配当方針に基づき、以下のとおり１株につき15円とさせていただきたいと存じます。これにより、期初の業績予想をもとに中間配当金として13円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は１株につき28円となります。

⑴　配当財産の種類
　　金銭といたします。

⑵　株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金15円　　総額 3,254,298,405円

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日
　　2018年６月27日

２．その他の剰余金の処分に関する事項

⑴　増加する剰余金の項目及びその額
　　別途積立金　　19,000,000,000円

⑵　減少する剰余金の項目及びその額
　　繰越利益剰余金　　19,000,000,000円

第２号議案　取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役13名のうち社外取締役を除く取締役11名に対し、当期の業績等を勘案して、総額86,240,000円を賞与として支給いたしたいと存じます。また、各氏に対する具体的な金額、支給の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第３号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

⑴　業務執行取締役等でない取締役及び監査役として適切な人材を確保し、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため現行定款第27条の一部変更及び変更案第34条の新設をおこなうものであります。

なお、現行定款第27条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

⑵　変更案第34条の新設に伴い、条数の繰り下げをおこなうものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線＿＿は変更部分です。）

現　行　定　款	変　更　案
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
（社外取締役との責任限定契約） 第27条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第１項の取締役の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（取締役との責任限定契約） 第27条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第１項の取締役の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第５章　監査役および監査役会	第５章　監査役および監査役会
〔新　設〕	（監査役との責任限定契約） 第34条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、同法第423条第１項の監査役の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第34条～第37条　〔条文省略〕	第35条～第38条　〔現行どおり〕

第４号議案　取締役12名選任の件

現任の取締役全員（13名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役12名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	当社における地位及び担当
1	再任 生駒（いこま） 昌夫（まさお）	代表取締役会長
2	再任 前田（まえだ） 幸一（ゆきかず）	代表取締役社長 経営企画部・購買部担当、首都圏事業部長
3	再任 森本（もりもと） 正岳（まさたけ）	取締役 専務執行役員 環境設備本部担当
4	再任 谷垣（たにがき） 宜弘（よしひろ）	取締役 常務執行役員 大阪営業本部長、東京営業本部・大阪営業本部担当、 営業総括
5	再任 網﨑（あみさき） 雅也（まさや）	取締役 常務執行役員 技術企画室・情報通信本部担当、営業担当
6	再任 林（はやし） 弘之（ひろゆき）	取締役 常務執行役員 東京営業本部長
7	新任 湯川（ゆかわ） 英彦（ひでひこ）	
8	新任 上坂（うえさか） 隆勇（たかお）	常務執行役員 東京支社長
9	新任 田中日出男（たなかひでお）	常務執行役員 技術本部長、京都研究所担当
10	新任 西村（にしむら） 博（ひろし）	常務執行役員 電力本部副本部長
11	再任 吉田（よしだ） 治典（はるのり） 社外 独立	取締役
12	再任 鳥山（とりやま） 半六（はんろく） 社外 独立	取締役

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	生駒昌夫（いこま まさお） （1952年９月９日生） 再任	2007年６月　関西電力株式会社常務取締役 2011年６月　同社代表取締役副社長 2013年６月　同社代表取締役副社長執行役員 （2016年６月　退任） 2016年６月　当社代表取締役会長（現任）	11,800株
	（選任理由） 生駒昌夫氏は、関西電力株式会社の代表取締役副社長執行役員として企業経営に携わり、その後その豊富な経験と幅広い知識、見識を活かし、当社の代表取締役会長として、指導力を遺憾なく発揮しております。 また、取締役会の議長として的確に議事を運営し、問題提起や構成メンバー相互の意思疎通を図り、取締役会の監督機能を高めております。 これらのことから、当社の取締役としてふさわしい人材であると判断し、引き続き取締役候補者としました。		
2	前田幸一（まえだ ゆきかず） （1951年12月６日生） 再任	1974年４月　当社入社 2008年６月　当社取締役 常務執行役員 2010年６月　当社取締役 専務執行役員 2012年６月　当社代表取締役副社長 2013年６月　当社代表取締役社長（現任） [現在の担当] 経営企画部・購買部担当、首都圏事業部長	67,900株
	（選任理由） 前田幸一氏は、代表取締役社長として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督を適切におこなうとともに、会社運営全般の指揮を執っております。また、企業の持続的成長の実現に向け、成長戦略に基づいた中期経営計画を率先垂範して果敢に挑戦しております。取締役会においては、経営上重要な案件について十分かつ適切な説明をおこない、取締役会の意思決定機能を高めております。 これらのことから、株主からの経営の付託に応えられる豊富な経験と高い知識と見識を有し、取締役の職務を全うできる人材で、かつ経営者にふさわしい人格を兼ね備えた同氏を引き続き取締役候補者としました。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生 年 月 日）</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する当
社株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>森　本　正　岳
（もり　もと　まさ　たけ）
（1950年12月３日生）
再任</td><td>1974年４月　当社入社
2009年１月　当社執行役員 横浜支社長
2012年６月　当社常務執行役員 技術企画室長
2013年６月　当社常務執行役員 秘書部付株式会社西原衛生工業所出向
2013年６月　株式会社西原衛生工業所代表取締役社長（現任）（2018年６月27日　退任予定）
2014年６月　当社専務執行役員 秘書部付株式会社西原衛生工業所出向
2016年６月　当社取締役 専務執行役員（現任）
［現在の担当］
環境設備本部担当
（重要な兼職の状況）
株式会社西原衛生工業所代表取締役社長</td><td>40,900株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（選任理由）
森本正岳氏は、東京支社副支社長、横浜支社長、技術企画室長を務めるなど主に一般電気工事部門での経験が長く、豊富な業務経験と技術・品質・安全の管理に関する知識と見識を有しております。
また、2013年より当社の完全子会社である株式会社西原衛生工業所代表取締役社長として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督を適切におこない、優れた経営手腕を発揮しており、当社の取締役としてふさわしい人材であると判断し、引き続き取締役候補者としました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>谷　垣　宜　弘
（たに　がき　よし　ひろ）
（1955年11月25日生）
再任</td><td>1978年４月　当社入社
2009年６月　当社大阪営業本部副本部長
2011年６月　当社執行役員 大阪営業本部副本部長
2014年６月　当社常務執行役員 大阪営業本部長
2016年６月　当社取締役 常務執行役員（現任）
［現在の担当］
大阪営業本部長、東京営業本部・大阪営業本部担当、営業総括</td><td>11,500株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（選任理由）
谷垣宜弘氏は、東京営業本部並びに大阪営業本部など営業部門での経験が長く、豊富な業務経験並びに的確な経営の意思決定をおこなう幅広い知識と見識を有しております。
現在は大阪営業本部長を務め、卓越した指導力を活かした監督をしており、当社の取締役としてふさわしい人材であると判断し、引き続き取締役候補者としました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	網崎 雅也（あみさき まさや） （1958年３月16日生） 再任	1982年４月　当社入社 2009年７月　当社東京支社第二工事部長 2011年３月　当社執行役員 東北支社長 2015年３月　当社常務執行役員 大阪支社長 2017年６月　当社取締役 常務執行役員（現任） [現在の担当] 技術企画室・情報通信本部担当、営業担当	5,500株
	（選任理由） 網崎雅也氏は、長く東京支社において一般電気工事部門に従事し、2011年から東北支社長として復興事業の一端を担い、その後大阪支社長を歴任しております。 当社の一般電気工事部門における豊富な業務経験と技術・品質・安全の管理に関する知識と見識を有しており、また、現在は技術企画室・情報通信本部担当を務め、総合設備工事会社の経営全般において手腕を遺憾なく発揮するなど、当社の取締役としてふさわしい人材であると判断し、引き続き取締役候補者としました。		
6	林 弘之（はやし ひろゆき） （1959年３月８日生） 再任	1983年４月　当社入社 2009年７月　当社東京支社副支社長 2011年６月　当社執行役員 東京支社長 2015年３月　当社常務執行役員 東京支社長 2016年６月　当社常務執行役員 東京営業本部長 2017年６月　当社取締役 常務執行役員（現任） [現在の担当] 東京営業本部長	16,100株
	（選任理由） 林弘之氏は、主に東京支社において一般電気工事部門に従事し、副支社長を経て東京支社長を務めるなど、当社における豊富な業務経験と技術・品質・安全の管理に関する知識と見識を有しております。 現在は東京営業本部長を務め、幅広い業務知識、営業力と指導力を活かした監督をしており、当社の取締役としてふさわしい人材であると判断し、引き続き取締役候補者としました。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生 年 月 日）</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する当
社株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">7</td><td>湯川（ゆかわ）　英彦（ひでひこ）
（1955年３月25日生）
新任</td><td>2010年６月　関西電力株式会社執行役員 企画室国際担当室長
2011年６月　同社執行役員 国際室長
2013年６月　同社常務執行役員 国際室担当
2015年６月　同社取締役常務執行役員
（現任）（2018年６月27日　退任予定）
（重要な兼職の状況）
関西電力株式会社取締役常務執行役員</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（選任理由）
湯川英彦氏は、関西電力株式会社取締役常務執行役員として企業経営の豊富な経験並びに幅広い知識と見識を有しており、指導力を遺憾なく発揮しております。電力流通部門、国際部門、アジア開発銀行出向など、同社にて培われた豊富な業務経験と卓越した経営感覚は当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献することが期待できるものであります。
これらのことから、当社の取締役としてふさわしい人材であると判断し、今回新任取締役候補者としました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">8</td><td>上坂（うえさか）　隆勇（たかお）
（1956年12月29日生）
新任</td><td>1980年４月　当社入社
2003年６月　当社人事部長
2011年６月　当社執行役員 中部支社長
2015年３月　当社常務執行役員 中部支社長
2016年６月　当社常務執行役員 東京支社長（現任）
［現在の担当］
東京支社長</td><td>11,400株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（選任理由）
上坂隆勇氏は、人事部長を務めるなど主に人事・労務部門での経験が長く、その後中部支社長、東京支社長を歴任し、支社経営全般において手腕を遺憾なく発揮しております。豊富な業務経験に基づくバランスのとれた判断力を有しており、当社の取締役としてふさわしい人材であると判断し、今回新任取締役候補者としました。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する当
社株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">9</td><td>田中（たなか）　日出男（ひでお）
（1958年10月23日生）
新任</td><td>1981年４月　当社入社
2009年７月　当社東京支社技術部長
2011年９月　当社技術本部設計・技術サポート部長
2012年６月　当社技術本部副本部長兼設計・技術サポート部長
2013年６月　当社執行役員 技術本部長兼エンジニアリング部長
2014年６月　当社執行役員 技術企画室長、技術本部長
2015年３月　当社常務執行役員 技術本部長
2016年６月　当社常務執行役員 技術本部長、京都研究所担当（現任）
[現在の担当]
技術本部長、京都研究所担当</td><td>21,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（選任理由）
田中日出男氏は、主に東京支社において一般電気工事部門に従事し、工事部長、技術部長を経たのち技術本部において当社の技術力向上に尽力してまいりました。
現在は技術本部長を務め、一般電気工事部門における豊富な業務経験と、とりわけ電気技術に対する高い見識を有し、当社の技術を統括する立場にあり、当社の取締役としてふさわしい人材であると判断し、今回新任取締役候補者としました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">10</td><td>西村（にしむら）　博（ひろし）
（1959年12月23日生）
新任</td><td>1982年４月　当社入社
2009年７月　当社奈良支店電力・情報通信部長
2011年９月　当社奈良支店副支店長兼電力部長
2013年３月　当社中央支店副支店長
2014年３月　当社執行役員 奈良支店長
2016年３月　当社常務執行役員 奈良支店長
2017年６月　当社常務執行役員 電力本部副本部長（現任）
[現在の担当]
電力本部副本部長</td><td>11,500株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（選任理由）
西村博氏は、主に電力部門での経験が長く、豊富な業務経験と的確な経営判断をおこなう幅広い知識と見識を有しております。また、奈良支店において副支店長を経て支店長を務めるなど、支店経営全般に携わっております。
現在は電力本部副本部長を務め、長期的視点に立った事業戦略を推進するなど、当社の取締役としてふさわしい人材であると判断し、今回新任取締役候補者としました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
11	吉田治典（よしだ はるのり） （1945年11月19日生） 再任　社外　独立	1999年12月　京都大学大学院工学研究科教授 （2009年３月　退職） 2009年４月　岡山理科大学総合情報学部（現 工学部）教授 （2015年３月　退職） 2011年６月　当社取締役（現任）	1,500株
	（選任理由） 吉田治典氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、建築学の専門家としての幅広い知識と見識などを活かして当社の経営に適切な助言をいただいており、当社の社外取締役としてふさわしい人材であると判断し、引き続き社外取締役候補者としました。		
12	鳥山半六（とりやま はんろく） （1959年９月５日生） 再任　社外　独立	1988年４月　弁護士登録 色川法律事務所入所 1995年１月　同所パートナー弁護士 2001年６月　日本山村硝子株式会社社外監査役 （2016年６月　退任） 2008年６月　株式会社コミューチュア（現 株式会社ミライト・テクノロジーズ） 社外監査役（現任） 2015年１月　弁護士法人色川法律事務所社員 2015年６月　当社取締役（現任） 2018年１月　弁護士法人色川法律事務所代表社員 （現任） （重要な兼職の状況） 弁護士法人色川法律事務所代表社員 株式会社ミライト・テクノロジーズ社外監査役	200株
	（選任理由） 鳥山半六氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、企業法務に精通しており、客観的かつ専門的な見地から当社の経営に適切に助言をいただいており、当社の社外取締役としてふさわしい人材であると判断し、引き続き社外取締役候補者としました。		

（注）１．取締役候補者 湯川英彦氏は、2018年６月27日をもって、関西電力株式会社の取締役常務執行役員を退任される予定であります。当社と関西電力株式会社との間には配電工事、電力工事等の取引関係があります。

2．湯川英彦氏を除く他の取締役候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
3．吉田治典、鳥山半六の両氏は社外取締役候補者であります。
⑴ 両氏の当社社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、それぞれ吉田治典氏は７年、鳥山半六氏は３年であります。
⑵ 当社は、両氏との間で、会社法第427条第１項の規定による責任限定契約を法令に定める額を責任限度額として締結しており、両氏の再任が承認された場合には、本契約を継続する予定であります。
⑶ 当社は、両氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として東京証券取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

第５号議案　監査役３名選任の件

現任の監査役和田　馨、佐竹育造及び豊松秀己の３氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役３名の選任をお願いするものであります。なお、本定時株主総会において選任されました場合の任期は、前任者の任期の満了する2020年開催の定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	坂田亘弘（さかた　のぶひろ） （1959年３月15日生） 新任	1982年４月　当社入社 2009年７月　当社大阪支社副支社長 2011年６月　当社執行役員 大阪支社長 2015年３月　当社執行役員 技術企画室長 2016年３月　当社常務執行役員 技術企画室長（現任）	7,800株
	（選任理由） 坂田亘弘氏は、主に大阪支社において一般電気工事部門に従事し、副支社長を経て大阪支社長を務めるなど、当社における技術・品質・安全の管理に関する知識と見識を有しております。また、技術企画室長として総合設備工事会社の経営全般にわたる豊富な経験を併せ持っており、当社の監査役としてふさわしい人材であると判断し、今回新任監査役候補者としました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	吉岡 雅美（よしおか まさみ） （1956年1月28日生） 新任　社外　独立	1978年４月　大阪国税局入局 2009年７月　同局調査第一部広域情報管理課長 2013年７月　同局調査第二部次長 2015年７月　奈良税務署長 （2016年7月　退官） 2016年８月　吉岡雅美税理士事務所税理士（現任） （重要な兼職の状況） 吉岡雅美税理士事務所税理士	0株
	（選任理由） 吉岡雅美氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、税理士として財務・会計及び税務に関する幅広い知識と見識を有し、また、税務行政機関での豊富な経験を有することから、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、今回新任社外監査役候補者としました。		
3	鎌倉 利光（かまくら としみつ） （1959年９月23日生） 新任　社外　独立	1990年４月　弁護士登録 鎌倉・檜垣法律事務所入所 2001年４月　同所パートナー弁護士（現任） （重要な兼職の状況） 鎌倉・檜垣法律事務所パートナー弁護士	0株
	（選任理由） 鎌倉利光氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、企業法務に精通し、弁護士としての豊富な経験や幅広い知識と見識を有することから、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、今回新任社外監査役候補者としました。		

（注）１．監査役候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
２．吉岡雅美、鎌倉利光の両氏は新任の社外監査役候補者であります。
⑴　第３号議案（定款一部変更の件）が原案どおり承認可決され、両氏の選任が承認された場合には、両氏と当社との間で、会社法第427条第１項の規定による責任限定契約を法令に定める額を責任限度額として締結する予定であります。
⑵　両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（2017年４月１日から
2018年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴ 事業の経過及びその成果

当期の我が国経済は、企業収益や雇用環境の改善などを背景に、設備投資の増加や個人消費に持ち直しの動きが見られ、緩やかな回復基調が続きました。

建設業界におきましては、公共投資、民間設備投資ともに堅調に推移しましたが、労務費や資材価格の上昇など、経営環境に厳しさが残りました。

このような景況下、当社グループは2017年度から2020年度までの４年間の新中期経営計画をスタートさせ、強い事業基盤の確立、更なる生産性向上、労働環境の改善と従業員の満足度向上を図るべく、事業活動を展開しております。その結果、当期における当社グループの連結業績につきましては、完成工事高は前期比5.9％増の5,007億円となりました。利益につきましては、営業利益は386億1千8百万円（前期比7.1％増）、経常利益は403億8千3百万円（前期比6.1％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は294億7千8百万円（前期比11.8％増）となりました。

なお、当社（個別業績）における工事種類別の受注工事高・完成工事高・繰越工事高は、次のとおりであります。

工事種別	前期繰越工事高	当期受注工事高	合計	当期完成工事高	次期繰越工事高
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
配電工事	7,130	57,897	65,028	57,844	7,183
一般電気工事	255,416	295,465	550,881	284,023	266,857
情報通信工事	9,587	41,242	50,829	42,381	8,448
環境関連工事	23,689	30,285	53,974	31,764	22,210
電力その他工事	24,222	23,849	48,072	23,627	24,444
合計	320,046	448,740	768,786	439,641	329,145

(注) 1. 配電工事は関西電力工事の増加により、前期に比し受注工事高は4.7%の増加となり、完成工事高も4.7%の増加となりました。なお、全完成工事高に占める割合は13.2%であります。
2. 一般電気工事等については、工場、物流施設や移動体通信（携帯電話関連）等の増加により、受注工事高は前期に比し一般電気工事は4.4%、情報通信工事は5.1%増加いたしました。一方、環境関連工事は商業・娯楽施設等の減少により、3.8%の減少となりました。また、完成工事高も前期に比し、一般電気工事は9.0%、情報通信工事は4.8%増加いたしましたものの、環境関連工事は0.3%の減少となりました。なお、全完成工事高に占める割合は、一般電気工事は64.6%、情報通信工事は9.6%、環境関連工事は7.2%であります。
3. 送電線工事、発変電所工事等の電力その他工事は、前期に比し、受注工事高は13.7%減少いたしましたものの、架空送電工事や地中送電工事等の増加により完成工事高は4.2%の増加となりました。なお、全完成工事高に占める割合は5.4%であります。

⑵ 対処すべき課題

今後につきましては、雇用・所得環境の改善により、景気は緩やかな回復基調が続くことが期待されますが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響が懸念されます。

建設業界では、首都圏を中心とした再開発事業やインフラ整備等の増加が見込まれますが、引き続き施工体制の確保が重要な課題となっております。

こうした状況のなかで、当社グループは、存在意義・使命を企業理念「私たちは 優れた設備とサービスを創造し 社会のインフラを支え 明るく豊かな未来の実現に貢献します」として明文化し、この理念に基づき、10年先を見据えた経営の長期的な方向性を示し、企業価値を向上させ、総合設備のリーディングカンパニーとなるための成長戦略を策定しています。お客様からの信用を倍増し、お客様と共に進化することで、「営業利益率８%」、「配当性向30%」を目標に掲げ、その達成に向けて次の事業戦略を遂行してまいります。

・総合設備業としての３本柱（一般電気・環境関連・情報通信）の強化・連携
・電力インフラへの貢献
・海外における長期的事業展開
・改修工事拡大

この成長戦略の実現に向けて、新中期経営計画のスローガンである「KINDEN CHALLENGE 2020　深化、変革、そして飛躍」のもと、東京オリンピック・パラリンピック、電力会社の発送電分離等、当社にとって大きな節目となる2020年度に向けて活動を展開し、数値目標である売上高5,300億円、営業利益390億円の達成を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも深いご理解をいただき、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

⑶ 資金調達の状況

当期において、当社グループでは社債及び新株式発行による資金調達はありませんでした。

⑷ 設備投資の状況

当期に実施しました設備投資の総額は29億円余であり、その主なものは、土地、工事用車両及び機械・工具の購入等であります。

⑸ 重要な事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑹ 重要な他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑺ 重要な他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

⑻ 重要な吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑼ 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

期別 / 項目	第101期 (2014年度)	第102期 (2015年度)	第103期 (2016年度)	第104期(当期) (2017年度)
完成工事高	百万円 467,972	百万円 475,345	百万円 472,591	百万円 500,700
営業利益	29,325	33,450	36,062	38,618
経常利益	31,996	35,378	38,046	40,383
親会社株主に帰属する当期純利益 (1株当たり当期純利益)	20,552 (94.67円)	23,669 (109.09円)	26,375 (121.57円)	29,478 (135.87円)
総資産	542,246	547,554	570,037	606,335
純資産	377,659	376,521	399,228	433,227

(注) 1. 「連結財務諸表に関する会計基準」等の改正にともない、第101期まで「当期純利益」としていた表示科目は、第102期より「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更されました。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しています。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

期別 / 項目	第101期 (2014年度)	第102期 (2015年度)	第103期 (2016年度)	第104期(当期) (2017年度)
受注工事高	百万円 421,731	百万円 420,716	百万円 436,775	百万円 448,740
完成工事高	403,363	416,293	410,703	439,641
営業利益	22,464	28,163	29,336	32,525
経常利益	25,945	30,676	31,882	34,813
当期純利益 (1株当たり当期純利益)	16,083 (74.09円)	23,154 (106.72円)	22,169 (102.18円)	26,206 (120.79円)
総資産	489,939	502,129	521,637	554,706
純資産	350,569	361,180	379,004	406,924

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しています。

⑽ 重要な子会社及び重要な企業結合の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
近電商事株式会社	450百万円	100%	車両等のリース・販売、各種損害保険代理業、不動産の維持管理・賃貸
株式会社西原衛生工業所	1,367百万円	100%	給排水衛生工事その他これらに関連する事業
きんでん東京サービス株式会社	302百万円	100%	一般電気工事等の保守管理・施工
きんでん関西サービス株式会社	200百万円	100%	一般電気工事等の保守管理・施工
きんでんサービス株式会社	30百万円	100%	配電工事等の周辺業務の請負
株式会社アレフネット	50百万円	100%	情報通信システム機器の販売・エンジニアリング
ユー・エス・キンデン・コーポレーション	2,000千USドル	100%	子会社の運営管理
ピー・ティー・キンデン・インドネシア	8,491百万 インドネシア・ルピア	100%	一般電気工事等の設計・施工
キンデン・ベトナム・カンパニー・リミテッド	16,050百万 ベトナム・ドン	100%	一般電気工事等の設計・施工
キンデン（タイランド）・カンパニー・リミテッド	21,100千 タイ・バーツ	49.8%	一般電気工事等の設計・施工

（注）1. 上に掲げた重要な子会社10社を含む連結子会社は18社、持分法適用関連会社は1社であります。
2. ユー・エス・キンデン・コーポレーションは、米国ハワイ州で一般電気工事を営むワサ・エレクトリカル・サービス・インクの完全親会社であります。
3. 議決権比率には、間接保有分を含んでおります。
4. 当事業年度末日において特定完全子会社に該当する子会社はありません。

② 重要な企業結合の状況

会社名 （住所）	資本金	事業内容	同社から当社が受注した工事の当期の完成工事高
関西電力株式会社 （大阪市北区）	489,320百万円	電気事業	64,476百万円 （全完成工事高の14.7%）

⑾ 主要な事業内容

当社グループは、建設事業を主な事業内容としております。

主な事業会社である当社は、建設業法により特定建設業者（（特－28）第114号、（特－29）第114号）として国土交通大臣許可を受け、電気工事（配電工事、ビル・工場等の一般電気工事、送電線工事、発変電所工事等）、情報通信工事（電気通信工事、計装工事等）、環境関連工事（空調管工事等）、内装設備工事及び土木工事並びにその他これらに関連する事業をおこなっています。

⑿ 主要な事業所

① 当 社

ア．本　　店　大阪市北区本庄東２丁目３番41号

イ．東京本社　東京都千代田区九段南２丁目１番21号

ウ．支店、支社

区　　分	支　　店　、　支　　社
大　阪　府	中央支店（12）、大阪支社
近畿地方（大阪府を除く）	京都支店（7）、神戸支店（7）、姫路支店（6）、奈良支店（4） 和歌山支店（6）、滋賀支店（6）
北海道地方	北海道支社（4）
東北地方	東北支社（5）
関東地方	国際支店、東京支社（11）、横浜支社（1）
中部地方	中部支社（13）
中国地方	中国支社（8）
四国地方	四国支社（4）
九州地方（沖縄県を含む）	九州支社（7）

（注）1．東北支社は宮城県に、国際支店は東京都に、中部支社は愛知県に、中国支社は広島県に、四国支社は香川県に、九州支社は福岡県に所在しています。

2．（　）内は支店、支社管下の事業所数を記載しています。

エ．海外事務所　シンガポール事務所、グアム事務所、ヤンゴン事務所、サイパン事務所、ドバイ事務所

オ．研究所　京都研究所（京都府木津川市）

カ．研修施設　きんでん学園（兵庫県西宮市）

人材開発センター（千葉県印西市）

② 重要な子会社

ア．国　内　　近電商事株式会社（大阪市中央区）
株式会社西原衛生工業所（東京都港区）
きんでん東京サービス株式会社（東京都品川区）
きんでん関西サービス株式会社（大阪市東成区）
きんでんサービス株式会社（大阪市浪速区）
株式会社アレフネット（大阪市北区）

イ．海　外　　ユー・エス・キンデン・コーポレーション（米国ハワイ州）
ピー・ティー・キンデン・インドネシア（インドネシア）
キンデン・ベトナム・カンパニー・リミテッド（ベトナム）
キンデン（タイランド）・カンパニー・リミテッド（タイ）

⒀ 従業員の状況

① 企業集団の状況

従業員数	前期末比増減
10,165名	144名増

（注）従業員数は、就業人員を記載しています。

② 当社の状況

従業員数（前期末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
7,398名（117名増）	41.4歳	20.0年

（注）従業員数は、就業人員を記載しています。

⒁ 主要な借入先

借入先	借入額
	百万円
株式会社みずほ銀行	3,300
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	3,200
株式会社三井住友銀行	3,100
株式会社りそな銀行	1,500

（注）株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行は、2018年４月１日付で株式会社三菱ＵＦＪ銀行に商号を変更しています。

2．会社の株式に関する事項

⑴ 発行可能株式総数　　600,000,000株

⑵ 発行済株式の総数　　218,141,080株（自己株式1,187,853株を含む）

⑶ 株　　主　　数　　8,959名

⑷ 大　　株　　主

株主名	持株数	持株比率
関西電力株式会社	58,905千株	27.2%
関電不動産開発株式会社	14,507	6.7
きんでん従業員持株会	8,604	4.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	7,983	3.7
NORTHERN TRUST CO.（AVFC）RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	7,534	3.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,330	2.9
NORTHERN TRUST CO.（AVFC）RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	4,304	2.0
GOVERNMENT OF NORWAY	3,408	1.6
NORTHERN TRUST CO.（AVFC）SUB A/C NON TREATY	2,976	1.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	2,847	1.3

（注）1．関電不動産開発株式会社は、関西電力株式会社の完全子会社であります。
2．持株比率は自己株式数を控除して算出しております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

⑴ 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
※取締役会長	生駒昌夫	
※取締役社長	前田幸一	経営企画部・購買部担当、首都圏事業部長
※取締役副社長	川口充功	東京本社代表、営業担当
※取締役副社長	浦島澄男	技術本部・安全衛生環境室担当、営業担当、中央総括安全衛生管理者
取締役 専務執行役員	石田貢滋	ＩＲ･広報部・人事部担当、業務総括
取締役 専務執行役員	大西良雄	電力本部長
取締役 専務執行役員	森本正岳	環境設備本部担当、株式会社西原衛生工業所代表取締役社長
取締役 常務執行役員	小林賢治	東京本社代表補佐、営業担当
取締役 常務執行役員	谷垣宜弘	大阪営業本部長、東京営業本部・大阪営業本部担当、営業総括
取締役 常務執行役員	網﨑雅也	技術企画室・情報通信本部担当、営業担当
取締役 常務執行役員	林　弘之	東京営業本部長
取締役	吉田治典	
取締役	鳥山半六	弁護士法人色川法律事務所代表社員、株式会社ミライト・テクノロジーズ社外監査役
常任監査役	水本昌孝	常勤
常任監査役	和田　馨	常勤
監査役	佐竹育造	常勤
監査役	豊松秀己	関西電力株式会社代表取締役副社長執行役員
監査役	八嶋康博	関西電力株式会社常任監査役

（注）1．※印は代表取締役であります。
2．取締役吉田治典、鳥山半六の両氏は社外取締役であり、当社は両氏を一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
3．常任監査役和田　馨、監査役豊松秀己及び八嶋康博の３氏は、社外監査役であります。

4. 常任監査役水本昌孝氏は当社経理部長の経験を有するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 網﨑雅也、林　弘之の両氏は、2017年６月27日開催の第103回定時株主総会において取締役に選任され就任いたしました。
6. 八嶋康博氏は、2017年６月28日をもって関西電力株式会社代表取締役副社長執行役員を退任し、同日同社常任監査役に就任いたしました。
7. 2017年６月27日開催の第103回定時株主総会終結の時をもって、松尾志郎氏は、取締役を任期満了により退任いたしました。
8. 当社は執行役員制度を導入しており、2018年３月31日現在における取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
専務執行役員	髙瀬　均	中央支店長
常務執行役員	坂田亘弘	技術企画室長
常務執行役員	田中日出男	技術本部長、京都研究所担当
常務執行役員	西村　博	電力本部副本部長
常務執行役員	小林　孝	秘書部・総務法務部担当
常務執行役員	伊藤敏彦	京都支店長
常務執行役員	上坂隆勇	東京支社長
常務執行役員	前川正夫	横浜支社長
執行役員	山本哲也	環境設備本部長
執行役員	浅田正彦	情報通信本部長
執行役員	小笠原　孝	技術本部副本部長、京都研究所長
執行役員	城山　聡	人材開発部担当
執行役員	錦織和昭	経理部担当、経理部長
執行役員	三浦道夫	情報システム部担当、株式会社西原衛生工業所取締役副社長
執行役員	北村康一	技術本部長補佐

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
執行役員	井上保之	国際支店長
執行役員	一瓢豊	神戸支店長
執行役員	星島延男	姫路支店長
執行役員	辻嘉明	奈良支店長
執行役員	井上浩司	和歌山支店長
執行役員	岡井克之	滋賀支店長
執行役員	吉増憲二	大阪支社長
執行役員	佐藤守良	中部支社長
執行役員	山下泰弘	中国支社長
執行役員	吉田靖	九州支社長
執行役員	佐藤友昭	北海道支社長
執行役員	土高壮介	東北支社長
執行役員	島田守	四国支社長

⑵ 取締役及び監査役の報酬等の総額及びその算定方法に係る決定に関する方針

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	人数	報酬等の総額
取締役	14名	571,789,140円
監査役	5名	113,498,660円
合計 (うち社外役員)	19名 (5名)	685,287,800円 (53,910,960円)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、2018年６月開催の第104回定時株主総会に提出予定の「取締役賞与支給の件」に基づく取締役賞与86,240,000円が含まれています。

2. 上記には、2017年６月27日開催の第103回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名の報酬が含まれています。

② 報酬等の額の算定方法に係る決定に関する方針

ア．取締役

取締役の報酬は、月額及び賞与からなります。月額は、常勤・非常勤ごとの報酬額に対して、役位を反映した加算をおこない、指名・報酬等諮問委員会に諮った上で、取締役会で決定します。賞与については、業績を基礎に置き、常勤・非常勤の別、役位、担当業務における成果を反映して各人の支給額を算出し、指名・報酬等諮問委員会に諮った上で、支給議案を取締役会で決定し、株主総会の決議を受けます。

イ．監査役

監査役の報酬は月額からなり、常勤・非常勤ごとの報酬額に対して、役位を反映した加算をおこない、監査役の協議により決定します。

⑶ 社外役員に関する事項

① 取締役 吉 田 治 典

ア．重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ．当社又は当社の特定関係事業者との親族関係

該当事項はありません。

ウ．当事業年度における主な活動状況

当期開催の取締役会７回のすべてに出席し、建築学の専門家としての幅広い知識と見識と、社外取締役として独立性を持った立場から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を必要に応じておこなっております。

エ．責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第１項の規定による責任限定契約を法令に定める額を責任限度額として締結しております。

オ．当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

② 取締役 鳥 山 半 六

ア．重要な兼職先と当社との関係

弁護士法人色川法律事務所と当社との間には特別な取引関係はありません。また、株式会社ミライト・テクノロジーズと当社との間には取引がありますが、年間取引額は僅少であります。

イ．当社又は当社の特定関係事業者との親族関係

該当事項はありません。

ウ．当事業年度における主な活動状況

当期開催の取締役会７回のすべてに出席し、企業法務に精通した弁護士としての客観的かつ専門的な見地と、社外取締役として独立性を持った立場から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を必要に応じておこなっております。

エ．責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第１項の規定による責任限定契約を法令に定める額を責任限度額として締結しております。

オ．当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

③ 常任監査役 和 田 馨

ア．重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ．当社又は当社の特定関係事業者との親族関係

該当事項はありません。

ウ．当事業年度における主な活動状況

当期開催の取締役会７回のすべてに出席し、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を必要に応じておこなっています。また、当期開催の監査役会６回のすべてに出席し、常勤の監査役として適宜発言して他の監査役と密接な情報交換をおこない、取締役の職務の執行を監査しています。

エ．責任限定契約の内容の概要

責任限定契約は締結しておりません。

オ．当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

④　監査役　豊　松　秀　己

ア．重要な兼職先と当社との関係

関西電力株式会社は当社の配電工事、電力工事等の発注者であります。

イ．当社又は当社の特定関係事業者との親族関係

該当事項はありません。

ウ．当事業年度における主な活動状況

当期開催の取締役会７回のすべてに出席し、長年にわたる企業経営に携わった経験を活かして、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を必要に応じておこなっています。また、当期開催の監査役会６回のすべてに出席し、適宜発言して常勤の監査役と密接な情報交換をおこない、社外監査役として適切な監査に努めています。

エ．責任限定契約の内容の概要

責任限定契約は締結しておりません。

オ．当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

⑤　監査役　八　嶋　康　博

ア．重要な兼職先と当社との関係

関西電力株式会社は当社の配電工事、電力工事等の発注者であります。

イ．当社又は当社の特定関係事業者との親族関係

該当事項はありません。

ウ．当事業年度における主な活動状況

当期開催の取締役会７回のすべてに出席し、長年にわたる企業経営に携わった経験を活かして、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を必要に応じておこなっています。また、当期開催の監査役会６回のうち５回に出席し、適宜発言して常勤の監査役と密接な情報交換をおこない、社外監査役として適切な監査に努めています。

エ．責任限定契約の内容の概要

責任限定契約は締結しておりません。

オ．当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

5．会計監査人の状況

⑴ 会計監査人の名称

ひびき監査法人

⑵ 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約は締結しておりません。

⑶ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

		百万円
①	当社が支払うべき報酬等の額	47
②	当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しています。

2. 当社の連結子会社におきまして、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けているもののうち、重要なものは以下のとおりです。

株式会社西原衛生工業所
ユー・エス・キンデン・コーポレーション
ピー・ティー・キンデン・インドネシア
キンデン・ベトナム・カンパニー・リミテッド
キンデン（タイランド）・カンパニー・リミテッド

3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証をおこなった上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑷ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑸ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は会計監査人を解任します。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を監査役会が決定します。

6．会社の体制及び方針

⑴ 業務の適正を確保する体制に関する基本方針

① 基本的考え

当社並びに子会社の取締役及び従業員（執行役員を含む。以下同じ。）一人ひとりが、文化生活に不可欠な電気をはじめとするエネルギーや情報通信に携わる者としての高い職務倫理を有し、社会的良識を持って行動しなければならないということを徹底していく。

これを実現するため、風通しの良い職場環境を作り、円滑なコミュニケーションを通じて、業務の適正を確保するとともに、見直しを繰り返すことにより、その改善・強化を図るものとする。

② 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア．コーポレート・ガバナンス

業務執行の的確化・適正化・迅速化と事業環境の変動に、柔軟に対応するためには、コーポレート・ガバナンスの強化が重要な経営課題であると認識し、「事業内容の透明性の向上」と「法令遵守（コンプライアンス）の強化徹底」を重点施策に掲げて、コーポレート・ガバナンスの強化に努める。

イ．コンプライアンス

⑺ 取締役及び従業員が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下でその職務を遂行するため、取締役会は「きんでんグループ行動指針」を制定する。併せて、コンプライアンス委員会を設置してその実効を確保するとともに、社長は繰り返しその精神を取締役及び従業員に伝えることにより、法令遵守があらゆる事業活動の前提であることを徹底する。

⑻ 各々の担当分野の業務においてコンプライアンスに係る規程・ガイドラインの制定、委員会の設置、取締役・従業員教育等をおこない、コンプライアンスに関する体制を確保する。

⑼ 内部通報制度

従業員は、法令・定款違反、社内規則違反あるいは社会通念に反する行為がおこなわれていることを知ったときは、「きんでんグループ行動指針」に基づき、所定の窓口に通報する。

通報した従業員の保護を図るとともに、透明性を維持した的確な対処の体制を確保する。

ウ．財務報告の適正性確保のための体制

経理規程その他社内規程を遵守して職務を遂行するとともに、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適法性及び適正性を確保する。

エ．内部監査

社長直轄の業務監理室を設置し、業務監理室の監査を中心とした内部監査システムを確保する。業務監理室は、業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守の状況、職務の執行の手続及び内容の妥当性等について、内部監査を実施し、社長及び監査役に対して、その結果を報告する。また、業務監理室は、内部監査によって判明した指摘事項の改善履行状況についても、フォローアップ監査を実施する。

③　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ア．取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか、常勤取締役会議事録、経営会議議事録等の重要な職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を、関連資料とともに、重要文書管理規程その他の社内規程の定めるところに従い、保存（保管）責任者を定め、適切に保存し、管理する。

イ．取締役及び監査役は、常時、これらの文書を閲覧できるものとする。

④　損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理）

ア．リスクの発生予防、発生時の損失の回避・低減を図るため定めたリスク管理規程の定めるところにより、リスク管理の効果をあげるものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応のためにリスク総括箇所を定めるとともに、各々の担当分野の業務に付随するリスク管理は各担当部署がおこなうこととする。

イ．リスク管理に関する体制を整備するため、リスク管理委員会を置くとともに、各々の担当分野の業務において、規程・ガイドラインの制定、委員会の設置、取締役・従業員教育等をおこなうものとする。

ウ．次の経営管理システムを用いて、事業活動に伴うリスクを継続的に監視し、リスクの回避・低減を図る。

⑺　全社に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決定するために、主要な取締役で経営会議を組織し、審議する。

⑴　業務運営の状況を把握し、その改善を図るために、内部監査を実施する。

⑤　取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

ア．決裁権限規程、業務分掌に係る規程等、各種社内規程を定め、職務権限及び意思決定ルール並びに責任の明確化により、適正かつ効率的に職務の執行がおこなわれる体制を確保する。

イ．次に記載の経営管理システムを用いて、取締役及び従業員の職務遂行の効率性を確保する。

⑺　経営会議及び常勤取締役会を設置し、全般的経営方針、経営計画その他職務執行に関する重要事項を協議する。さらに、社長、経営会議又は常勤取締役会の意思決定を適法・適正かつ効率的におこなうために、各種社内委員会・審査会を設置し、各々の担当分野における経営課題について慎重な協議・検討・審査をおこない、社長、経営会議及び常勤取締役会の意思決定に資する。

㈠　目標の明確な付与、採算の徹底を通じて市場競争力の強化を図るために、全社及び各子会社の目標値を設定し、それに基づく業績管理をおこなう。

㈡　四半期ごとに目標の達成度を把握・評価し、結果をフィードバックすることにより、業務の実効性を確保する。必要に応じて、目標未達の要因を分析し、その要因の除去・低減のための改善策を実施するものとし、業務運営の状況を把握し、改善を図るために、内部監査を実施する。

⑥　企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア．子会社に対する対応

㈠　前記②～⑤に定める体制の整備等については、子会社を含むものとし、子会社ごとに主管部署を定め、子会社の経営を管理・指導する。

㈡　子会社の業務運営に係る規定を設け、一定の事項について、子会社で決定・実行する前に当社に承認を求め、又は報告することを義務付ける。

㈢　子会社には、取締役及び監査役を派遣し、業務の適正を確保する。また、当社の監査役は、グループ監査役会を開催する。

イ．関西電力株式会社に対する対応

㈠　関西電力株式会社の内部統制を推進する組織との連携体制を構築する。

㈡　当社は、関西電力株式会社の関連会社として独自の意思決定によって事業運営をおこなう一方、関西電力株式会社が制定する経営理念等のグループ会社に関する規定に沿って、グループ会社の一員としての自覚と責任を持って、事業活動を展開していく。

⑦　監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

ア．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

㈠　監査役の職務を補助する専任の組織として監査役室を設け、監査役を補助する知識、能力を有する従業員（以下、「監査役スタッフ」という。）を２名以上選任する。

㈡　監査役スタッフは、事務局として定期的にグループ監査役会を運営し、グループ内での情報共有を図る。

イ．監査役スタッフの取締役からの独立性に関する事項

㈠　監査役会は、監査役スタッフの人事（人事異動、人事評価、懲罰を含む。）の決定にあたっては、事前に人事担当取締役から報告を受け、必要な場合は人事担当取締役に対して変更を申し入れることができる。

㈡　監査役スタッフは、当社並びに子会社において業務の執行に係る役職は兼務せず、取締役の指揮命令に服さないものとする。

ウ．監査役の監査役スタッフに対する指示の実効性の確保に関する事項

㈠　監査役スタッフは、監査役の指示に従いその職務をおこなう。

㈡　監査役スタッフは、必要な情報収集のために監査役の指示を受けて、執行側各部署が開催する会議に出席したり、業務執行に関する調査をおこなうことができる。

エ．監査役への報告に関する体制

㈠　取締役及び使用人が監査役に報告する体制

ａ　重要会議への出席

監査役は、監査役会が定める監査計画及び職務の分担に従い、取締役会のほか、常勤取締役会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

ｂ　取締役等の報告義務

取締役及び従業員は、監査役に対して、法定の事項に加え、次の事項を遅滞なく報告する。

(a)　全社的に影響を及ぼす重要事項に関して取締役が決定した内容

(b)　業務監理室等がおこなう内部監査の内容及び結果

(c)　内部通報制度による通報の状況

(d)　行政処分の内容

(e)　その他著しい損失等会社経営に重大な影響を与える事象が発生したとき、又は発生することが予想されるとき

(f)　前各号に掲げるもののほか、監査役が求める事項

㈡　子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

ａ　子会社を主管する部署は、監査役に対して、前記⑥アに基づき報告を受けた子会社の経営等に関する重要決定事項や子会社に対する業務調査の実施結果を遅滞なく報告する。

ｂ　子会社の監査役は、グループ監査役会に出席して子会社の監査の状況を監査役に報告する。

オ．前記エの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

㈠　きんでんグループ行動指針に基づき、違反行為に関する報告・相談をおこなった従業員や事実調査に協力した従業員に対して、そのことを理由として、不利な取扱いをおこなわず、各職場においてそのような取扱いが生じないように最善の注意を払う。

㈡　内部通報規程に基づき、通報したことを理由に通報者に対する不利な取扱いの禁止を徹底する。

カ．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

㈠　通常の監査費用については、監査計画に基づいて予算化する。

㈡　計画外の監査の発生に備えて一定額を特別費用として予算に組み込む。特別費用で不足が生じることが予想される場合は、監査役は予算執行部門に事前連絡の上、必要費用の負担を会社に求めることができる。

キ．その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制等

㈠　代表取締役と監査役との定期会合

代表取締役と監査役との間で、定期的に会合を持ち、情報交換や業務執行状況を報告・検討する機会を設ける。

㈡　業務監理室と監査役との連携等

業務監理室は、内部監査の方針・計画について監査役と事前協議をおこなうとともに、定期的に会合を持ち、その監査結果及び指摘事項等について意見交換するなど、密接な情報交換及び連携を図る。また、監査役及び業務監理室は、会計監査人とも連携を図るものとする。

㈢　会計監査人の職務の遂行を確保するための体制の構築

監査役は、会計監査人の職務の遂行が適正に実施される体制が確保されていることを確認し、必要なときは、取締役に対して、会計監査人の職務の遂行を確保するための体制の構築に関して申し入れることができる。

㈣　外部専門家の起用

監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士・公認会計士・コンサルタントその他の外部専門家を独自に起用することができる。

⑵ 業務の適正を確保する体制に関する基本方針の運用状況の概要

①　基本的考えについて

当社グループ内のコンプライアンス意識の高揚・徹底を図るため、「きんでんグループ行動指針」を制定し、取締役及び従業員全員に周知をおこなっております。

②　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

コンプライアンス委員会（経営会議構成員・監査役代表者・コンプライアンス担当役員で構成）を年２回開催し、法令及び定款の遵守状況について確認しております。

また、財務報告に関わる内部統制については、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」に基づき適正に実施しております。

さらに、コンプライアンス上疑義のある行為について通報を受け付ける窓口を設置し、通報者の保護を明確にした内部通報制度を適切に運用しております。

③　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

株主総会議事録等の法定文書のほか、取締役の職務執行に係る情報が記載された文書は、社内規程に基づき保存（保管）責任者を定めて適切に管理しております。取締役及び監査役は必要に応じこれらの文書を閲覧しております。

④　損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理）について

リスク管理機能の強化を目的としたリスク管理委員会（担当取締役と本店・東京本社の主要な部の長で構成）を年２回開催し、全社リスクの評価検討等をおこなっております。また、社長直轄の業務監理室が子会社も含めた全部署を対象に業務運営の状況について、監査を実施しております。

事業継続計画（ＢＣＰ）の一環として、全事業所で防災訓練を実施しており、物的・人的被害の最小化対策や初動及び業務継続対策に取り組んでおります。

⑤　取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制について

会社法の定めにより取締役会の決議が必要とされる重要事項以外の会社経営全般にわたる方針、計画の樹立及び経営活動の具体的な推進は、経営会議（月２回開催、会長・社長・副社長等で構成）及び常勤取締役会（月２回開催、常勤の取締役及び監査役で構成）に権限を委譲することにより、効率的な会社運営に努めております。

加えて、特定の業務の責任者が業務執行に専念できる体制として執行役員制度を導入し、意思決定の迅速化、業務執行の監督機能の強化を図っております。

また、指名・報酬等諮問委員会（適宜開催、社外取締役及び会長、社長、秘書部担当役員、人事部担当役員で構成）を設置し、取締役・監査役の指名及びその育成並びに取締役の報酬に係る事項等について諮問しております。

⑥　企業集団における業務の適正を確保するための体制について

子会社に対する管理は社内規程により、一定の事項について当社に対する事前承認又は報告を義務付けております。加えて、当社から子会社に取締役及び監査役を派遣し業務の適正を確保するとともに、グループ監査役会において子会社の監査状況を確認しております。

また、当社は関西電力株式会社と連携体制を構築するとともに、関西電力グループの経営理念や行動規範に沿って事業活動を展開しております。

⑦　監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制について

監査役は重要な会議に出席するとともに、監査役が指定した事項について報告を受けております。また、監査役は定期的に代表取締役や社外取締役と会合を持つほか、業務監理室及び会計監査人とも適宜情報交換をおこない、実効的な監査に努めております。

監査役スタッフは、取締役の指揮命令に服さず監査役の指示に従いその職務をおこなっております。

⑶ 会社の支配に関する基本方針

当社は、企業価値の向上を図っていくことが最重要課題であると考えています。また、当社取締役会の同意を得ることなくおこなわれる当社株式の大量買付け行為につきましては、その受入れの当否は最終的には株主の皆様のご判断に委ねるべきものであると認識していますが、明らかに株主共同の利益を害するような会社買収に対しては対抗していく所存であります。

（注）1. 本事業報告中、百万円単位の金額並びに千株単位の株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率については表示未満の端数を四捨五入しています。
2. 本事業報告に掲げている金額には、消費税等は含んでいません。
3. 本事業報告における数値は、特に記載のない場合、当期末現在のものであります。

連結貸借対照表

(2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
資産の部	**606,335**	**負債の部**	**173,107**
流動資産	**369,888**	**流動負債**	**136,468**
現金預金	45,876	支払手形・工事未払金等	68,764
受取手形・完成工事未収入金等	199,744	短期借入金	16,240
有価証券	102,000	未払法人税等	8,838
未成工事支出金	12,781	未成工事受入金	14,017
材料貯蔵品	1,168	工事損失引当金	534
繰延税金資産	5,637	完成工事補償引当金	510
その他	4,812	役員賞与引当金	195
貸倒引当金	△2,132	その他	27,367
固定資産	**236,447**	**固定負債**	**36,639**
有形固定資産	**98,834**	繰延税金負債	10,062
建物・構築物	27,441	役員退職慰労引当金	297
機械・運搬具	12,467	退職給付に係る負債	25,923
工具器具・備品	1,135	その他	356
土地	57,766	**純資産の部**	**433,227**
建設仮勘定	23	**株主資本**	**395,858**
無形固定資産	**2,041**	**資本金**	**26,411**
投資その他の資産	**135,571**	**資本剰余金**	**29,623**
投資有価証券	129,157	**利益剰余金**	**340,873**
繰延税金資産	652	**自己株式**	**△1,049**
その他	6,721	**その他の包括利益累計額**	**36,209**
貸倒引当金	△960	**その他有価証券評価差額金**	**42,857**
		為替換算調整勘定	**△343**
		退職給付に係る調整累計額	**△6,304**
		非支配株主持分	**1,159**
資産合計	**606,335**	**負債純資産合計**	**606,335**

連結損益計算書

（2017年４月１日から
2018年３月31日まで）

（単位：百万円）

完成工事高		**500,700**
完成工事原価		412,576
完成工事総利益		**88,124**
販売費及び一般管理費		49,506
営業利益		**38,618**
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,911	
不動産賃貸料	225	
持分法による投資利益	90	
その他	456	2,683
営業外費用		
支払利息	244	
為替差損	97	
特別弔慰金	100	
支払補償費	241	
その他	234	917
経常利益		**40,383**
特別利益		
固定資産売却益	70	
会員権売却益	1	72
特別損失		
固定資産売却損	17	
固定資産除却損	98	
減損損失	1	
投資有価証券評価損	0	
関係会社株式評価損	20	
会員権売却損	0	
会員権評価損	8	147
税金等調整前当期純利益		**40,308**
法人税、住民税及び事業税	11,805	
法人税等調整額	△873	10,931
当期純利益		**29,376**
非支配株主に帰属する当期純損失（△）		△101
親会社株主に帰属する当期純利益		**29,478**

貸借対照表

(2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
資産の部	**554,706**
流動資産	**319,180**
現金預金	18,810
受取手形	4,281
電子記録債権	35,283
完成工事未収入金	140,348
有価証券	102,000
未成工事支出金	11,391
材料貯蔵品	721
繰延税金資産	5,113
その他	3,318
貸倒引当金	△2,088
固定資産	**235,526**
有形固定資産	**82,855**
建物・構築物	22,822
機械・運搬具	3,706
工具器具・備品	864
土地	55,444
建設仮勘定	18
無形固定資産	**1,815**
借地権	116
電話加入権	148
ソフトウェア	1,549
投資その他の資産	**150,855**
投資有価証券	122,174
関係会社株式	7,832
長期貸付金	16,950
長期前払費用	123
その他	4,667
貸倒引当金	△893
資産合計	**554,706**

負債及び純資産の部	
負債の部	**147,782**
流動負債	**118,998**
支払手形	1,760
工事未払金	58,132
短期借入金	15,210
未払金	7,535
未払費用	12,258
未払法人税等	7,612
未成工事受入金	9,838
工事損失引当金	530
完成工事補償引当金	225
役員賞与引当金	86
その他	5,809
固定負債	**28,783**
繰延税金負債	12,212
退職給付引当金	15,654
その他	917
純資産の部	**406,924**
株主資本	**365,016**
資本金	**26,411**
資本剰余金	**29,657**
資本準備金	29,657
その他資本剰余金	0
利益剰余金	**309,996**
利益準備金	6,602
その他利益剰余金	303,393
固定資産圧縮積立金	326
別途積立金	274,400
繰越利益剰余金	28,666
自己株式	**△1,049**
評価・換算差額等	**41,908**
その他有価証券評価差額金	**41,908**
負債純資産合計	**554,706**

損 益 計 算 書

（2017年４月１日から
2018年３月31日まで）

（単位：百万円）

完成工事高		**439,641**
完成工事原価		364,192
完成工事総利益		**75,449**
販売費及び一般管理費		42,924
営業利益		**32,525**
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,688	
その他	415	3,104
営業外費用		
支払利息	240	
為替差損	127	
特別弔慰金	100	
支払補償費	241	
その他	106	815
経常利益		**34,813**
特別利益		
固定資産売却益	67	
会員権売却益	1	69
特別損失		
固定資産売却損	17	
固定資産除却損	94	
減損損失	1	
投資有価証券評価損	0	
関係会社株式評価損	20	
会員権売却損	0	
会員権評価損	6	141
税引前当期純利益		**34,741**
法人税、住民税及び事業税	9,584	
法人税等調整額	△1,048	8,535
当期純利益		**26,206**

独立監査人の監査報告書

2018年５月８日

株式会社　きんでん
　取　締　役　会　御中

ひ び き 監 査 法 人
代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　安　岐　浩　一　㊞

代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　林　　直　也　㊞

代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　木　下　隆　志　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社きんでんの2017年４月１日から2018年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社きんでん及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

2018年５月８日

株式会社　きんでん
　取　締　役　会　御中

ひ び き 監 査 法 人
代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　安　岐　浩　一　㊞

代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　林　　直　也　㊞

代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　木　下　隆　志　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社きんでんの2017年４月１日から2018年３月31日までの第104期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2017年４月１日から2018年３月31日までの第104期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号の基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月9日

株式会社 き ん で ん 監査役会

常任監査役（常勤）		水 本 昌 孝	㊞
常任監査役（常勤）	（社外監査役）	和 田 馨	㊞
監 査 役（常勤）		佐 竹 育 造	㊞
監 査 役	（社外監査役）	豊 松 秀 己	㊞
監 査 役	（社外監査役）	八 嶋 康 博	㊞

以　上

第104回 定時株主総会
会場ご案内図

場 所

株式会社きんでん 本店（11階会議室）

大阪市北区本庄東２丁目３番41号



交通のご案内

電 車

地下鉄 堺筋線・谷町線／阪急

「天神橋筋六丁目」駅 下車

⑪号出口 北へ徒歩約８分

JR 環状線 **「天満」駅 下車**

北へ徒歩約15分

バ ス

「天神橋８丁目」下車

「大阪駅前」からご利用の際は、
34 守口車庫前行 又は
37 井高野車庫前行にご乗車下さい。

お願い

○お車でのご来場はご遠慮願います。

○開会時刻間際は受付が大変混雑いたしますので、お早めにご来場下さい。

株式会社きんでん
大阪市北区本庄東２丁目３番41号
http://www.kinden.co.jp/

UD FONT
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

VEGETABLE OIL INK
環境に配慮した植物油インキを使用しています